

公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会定款

第 1 章 総 則

(名称)

第 1 条 この法人は、公益社団法人志太・榛原地域救急医療対策協会と称する。

(事務所)

第 2 条 この法人は、主たる事務所を静岡県藤枝市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、救急医療に関する調査及び研究並びに知識の啓発を行うとともに、藤枝市の委託を受けて夜間における急患医療を提供し、もって地域住民の健康の保持増進及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 救急医療に関する調査及び研究に関する事業
- (2) 救急医療に関する知識の啓発に関する事業
- (3) 夜間の急患診療に関する事業
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第 5 条 この法人は、焼津市、藤枝市、島田市、榛原郡吉田町、牧之原市、榛原郡川根本町、一般社団法人焼津市医師会、一般社団法人志太医師会、一般社団法人島田市医師会、一般社団法人榛原医師会、その他この法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定によりこの法人の会員となったものをもって構成する。

2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第 6 条 この法人の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第 7 条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員のうち市及び町は、毎年総会において別に定める額を支払う義務を負う。

2 前項の規定により納入した会費その他の金品は、返還しない。

(任意退会)

第 8 条 会員は、退会しようとするときは、理事会で別に定める退会届を提出しなければならない。

(除名)

第 9 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員にあらかじめその旨を書面で通知するとともに、除名の決議を行う総会において弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 総会員が同意したとき。
- (2) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。
- (3) 第7条の支払義務を1年以上履行しなかったとき。

第 4 章 総 会

(構成)

第 11 条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第 12 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

（開催）

第 13 条 総会は、定時総会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

（招集）

第 14 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、理事長は、総会の日々の2週間前までに、会員に対して、総会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、通知を発しなければならない。

（議長）

第 15 条 総会の議長は、その総会において、出席した会員の中から選任する。

（議決権）

第 16 条 総会における議決権は、会員1名につき1個とする。

（議決権の代理行使）

第 17 条 総会に出席できない会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、代理権を証明する書面を提出しなければならない。

- 2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

（書面による議決権の行使）

第 18 条 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、議決権行使書面に必要な事項を記載し、法務省令で定める時まで当該事項を記載した議決権行使書面を提出することにより、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の規定により書面によって行使した議決権の数は、出席した会員の議決権の数に算入する。

（決議）

第 19 条 総会の決議は、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
 - (1) 会員の除名
 - (2) 監事の解任
 - (3) 定款の変更
 - (4) 解散
 - (5) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

- 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役 員

(役員を設置)

- 第 21 条 この法人に、次の役員を置く。
- (1) 理事8名以上13名以内
 - (2) 監事2名以内
- 2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とする。
 - 3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とする。

(役員を選任)

- 第 22 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長は、理事長を補佐して会務を掌理し、理事長が欠けたときはその職務を行い、理事長の事故があるときはその職務を代理する。
 - 3 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内において、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第 6 章 理 事 会

(構成)

第 28 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 29 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び副理事長の選定及び解職

(招集)

第 30 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長が理事会を招集する。

- 3 理事会を招集する者は、理事会の日時、場所、目的その他必要な事項を記載した書面をもって、理事会の日の2週間前までに、各理事及び各監事に対してその通知を発しなければならない。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第 31 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。

(決議)

第 32 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 33 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長、副理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 34 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書

- (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿
 - (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要並びにこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び前項（定款を除く。）の書類は、毎事業年度終了後3箇月以内に静岡県知事に提出しなければならない。

（公益目的取得財産残額の算定）

第 37 条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第 8 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 38 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益法人認定法」という。）第11条第1項に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項について、静岡県知事の認定を受けなければならない。
- 3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく静岡県知事に届け出なければならない。

（解散）

第 39 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（公益認定の取消し等に伴う贈与）

第 40 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が

消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益法人認定法第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

（残余財産の帰属）

第 41 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益法人認定法第5条第17項に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

第 42 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 この法人の最初の理事長は甲賀新、副理事長は北村正平とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第34条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

この定款は、平成27年6月23日から施行する。